

全建事発第172号
令和4年3月31日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 奥村 太加典
〔公印省略〕

建設業法施行規則の一部改正について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記規則の一部改正を含む建設業法施行規則及び公共工事の前払金保証に関する法律施行規則の一部改正を含む省令が本日（令和4年3月31日）より施行されたことについて国土交通省より別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

(担当) 事業部 沖村

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp